

財政的援助団体等監査の結果（令和2年12月15日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

財政的援助団体等監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査を実施するもので、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、県が補助金等を交付している団体については、対象事業が補助等の目的に沿って適正で効果的に行われているか、県が出資又は出えんを行っている団体については、当該団体の事業が出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか、また、公の施設の指定管理者については、管理を行わせている趣旨に沿って施設の管理が適切に行われているかをそれぞれ主眼として、監査基準に準拠して実施した。

2 監査の実施内容

監査は、実地検査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関に出向き、提出された監査資料を基に、平成30年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	広島空港ビルディング株式会社	令和2年11月12日	令和2年10月28日	実地	2
2	広島空港ビルディング・広島エアポートホテル共同企業体	令和2年11月12日	令和2年10月28日	実地	3

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 広島空港ビルディング株式会社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島空港ターミナルビルの管理運営
- ・ 所在地 三原市本郷町善入寺 64 番 31
- ・ 代表者 代表取締役社長 山本 健一
- ・ 設立 昭和 36 年 4 月 17 日
- ・ 役職員 役員 11 人 (うち常勤 6 人), 社員 38 人
(令和 2 年 10 月末現在)
- ・ 主な事業 広島空港ターミナルビルにおける貸室業, 物品販売
広島空港を利用する航空事業者, 航空旅客, 貨物に対する役務の提供
ホテル業, 広島県立中央森林公園 (フォレストヒルズガーデン地区) の管理

イ 経営の状況

(単位: 千円)

区 分	令和元年度	
売上高 A	2,367,768	
売上原価 B	366,843	
販売費及び一般管理費 C	1,739,618	
営業利益 D (A - B - C)	261,308	
営業外収益 E	3,866	
営業外費用 F	3,033	
経常損益 G (D + E - F)	262,141	
特別利益 H	26,129	
特別損失 I	45,180	
税引前当期純利益 J (G + H - I)	243,090	
当期純利益	168,149	
資産合計 K (L + M)	9,373,305	
負債合計 L	1,169,675	
純資産合計 M	8,203,630	
内 訳	(資本金)	3,501,000
	(資本剰余金)	1,626,400
	(利益剰余金)	3,076,230

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金 3,501,000,000 円のうち 1,372,400,000 円 (39.2%) を出資 (令和 2 年 10 月 31 日現在) (所管課 土木建築局空港振興課)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

2 広島空港ビルディング・広島エアポートホテル共同企業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）の管理
- ・所在地 三原市本郷町善入寺 64 番 31
- ・代表者 広島空港ビルディング株式会社 代表取締役社長 山本 健一
- ・設立 平成 22 年 8 月 11 日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）
- ・指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 244,267,000 円
(うち、令和元年度管理費用 48,607,000 円)
- ・所管課 環境県民局自然環境課
- ・利用状況 施設利用者数 25,625 人（令和元年度）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 3 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。